

## 天理大学ふるさと会会員総会に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、会則第 12 条に基づき、会員総会に関する必要事項を定めるものとする。
2. 定時総会は、会長が毎年度 1 回招集し、つぎの事項を報告する。
  - (1) 事業計画に関すること
  - (2) 財務状況に関すること
  - (3) 母校の近況について
  - (4) 支部・部会の活動について
  - (5) その他重要事項について
3. 臨時総会は、代議員会が必要と認めたとき、会長はこれを招集する。
4. 総会の開催は、会報およびホームページにより告知するものとする。
5. この申し合わせの改廃は、常務会の議を経るものとする。
6. この申し合わせは、令和 6（2024）年 4 月 1 日から適用する。